

仕 様 書 (案)

1 件名

敬老のつどい記念土産の購入

2 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日(水)

3 履行場所

めぐろパーシモンホール(目黒区八雲1-1-1)

4 内容

敬老菓子詰め合わせ

(1) 納品時における注意事項

- ① 敬老のつどい開催日(令和8年9月21日)に納品すること。
- ② 敬老のつどい当日の納品個数は700個とする。なお、700個を超える需要があった際には、後日目黒区総合庁舎高齢福祉課(目黒区上目黒2-19-15)に納品すること。
- ③ 包装し、『寿 目黒区』と表記されたのし紙をつけること。
- ④ 菓子の説明書き(短冊形状等)を同封すること。
- ⑤ 原材料、添加物及び賞味期限等の表示をすること。
- ⑥ 菓子は敬老のつどい当日から最低1か月は日持ちがするものを用意すること。
- ⑦ 手提げ袋(A4サイズの印刷物が入るもの)を700袋準備すること。
- ⑧ 納品及び袋詰めは、敬老のつどい当日の午前中に、会場にて行う。その際、区指定の印刷物等を手提げ袋に同封すること。

(2) 作業手順及び作業に係る注意事項

別紙参照のこと。

5 契約種別

単価契約とし、敬老のつどい終了時に残りを引き取ることとする。

ただし、最低でも560個までは目黒区が買い取ることとする。

6 支払方法

完了後一括支払

7 検査

納品後、区の立会いのもと、速やかに検査を受けること。

8 敷地内禁煙

区立施設の敷地内は全面禁煙とし、本契約の履行に従事する従業員等に、この敷地内（施設管理者が喫煙を認めた場所を除く。）で喫煙させないこと。従業員休憩用に供した場所や敷地内に駐車した車両内等専ら従業員等のみの場所も同様とする。

また、本契約の履行に際し、従事する従業員等に、施設周辺の道路等公共の場所での喫煙を自粛させること。

9 公害対策関係

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10 基本的人権の尊重

受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

11 再委託

本契約の一部を再委託することは、原則として禁止する。また、全部を一括して再委託することおよび、一部であっても再々委託をすることは、例外なく禁止する。

12 その他

本仕様書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議の上決定するものとする。

13 担当

目黒区健康福祉部高齢福祉課いきがい支援係
電話：03-5722-9837（直通）

以 上

作業手順及び作業に係る注意事項

- 1 令和8年9月21日(月:祝)午前8時50分にめぐろパーシモンホール(以下、「ホール」という。)(目黒区八雲1-1-1)地下1階受付に集合する。
- 2 事前に区へ車種及び台数並びに自動車登録番号を報告する。あわせて従事者の氏名及び人数についても、事前に区に報告する。
- 3 区の担当者と合流後、ホール1階ホワイエに記念土産及び手提げ袋を搬入し、区の立会いのもと、個数及び中身を確認する。
- 4 区職員とともに、12時までに記念土産と区が用意する資料(アンケート用紙等)を手提げ袋に入れ、10袋ごとにすずらんテープで持ち手をしばってまとめる。
なお、ハサミ及びすずらんテープは区で用意する。
- 5 令和8年9月21日(月・祝)午後4時にホール1階ホワイエまで残数を引き取りにくる。区の立会いのもと、引き取り数を確認し、確認後速やかに搬出する。
- 6 台車が必要な場合は、業者側で用意する。
- 7 その他、疑義が生じた場合は区と協議する。

以 上